

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 1 税法改正及び復興特別法人税の影響

平成 23 年 11 月 30 日に以下の法律が成立し、平成 23 年 12 月 2 日に公布、施行されています。

- ・ 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（以下、税制改正法）
- ・ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下、復興財源確保法）

税制改正法で、平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から法人税率が現行の 30%から 25.5%に引き下げられました（普通法人の場合）。

また復興財源確保法により平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日の期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後 3 年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度について、法人税額の 10%を復興特別法人税として課税されることとなりました。

「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」の第 18 項では税効果会計上適用する税率について「改正税法が当該決算日までに公布されており、将来の適用税率が確定している場合は改正後の税率を適用する」と規定されています。

上の 2 つの法律は平成 23 年 12 月 2 日に公布されているため決算日が平成 23 年 12 月 1 日以前の会社は旧税率で、平成 23 年 12 月 2 日以後の会社は新税率で繰延税金資産・負債を算定することとなります。

具体的に東京都の 3 月決算の外形標準課税法人の法定実効税率を計算すると以下のようになります。

法人税率：25.5%

住民税率：20.7%

事業税率：7.55% (3.26%+地方法人特別税分 2.9%×1.48)

これに平成 25 年 3 月期から平成 27 年 3 月期までの 3 期は復興特別法人税を考慮する必要があります。

以上より、法定実効税率は

平成 24 年 3 月期

$$(30\% \times (1+20.7\%) + 7.55\%) / (1+7.55\%) \doteq 40.69\%$$

平成 25 年 3 月期から平成 27 年 3 月期

$$(25.5\% \times (1+20.7\%) + 25.5\% \times 10\% + 7.55\%) / (1+7.55\%) \doteq 38.01\%$$

平成 28 年度 3 月期以後

$$(25.5\% \times (1+20.7\%) + 7.55\%) / (1+7.55\%) \doteq 35.64\%$$

となります。

改正前の法定実効税率は上述のとおり 40.69%ですので、従来計上していた繰延税金資産については、当該繰延税金資産に係る一時差異が解消すると見込まれる年度に応じて、繰延税金資産を減額することとなり、当期純利益を減少させる要因になります。

これにより業績予想を下方修正する会社もあるかもしれませんね。

(2011/12/12 号 (創刊号) より)